

議案第 8 5 号

海老名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について

海老名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のと  
おり定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長      内   野      優

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいため

## 海老名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。